

自賠責保険(共済) における 脳外傷による 高次脳機能障害の 後遺障害認定について

医療機関向け



このリーフレットは、「脳外傷による高次脳機能障害」に関し、
自賠責保険(共済)における後遺障害の認定までの流れ、必要な資料、
診断書・後遺障害診断書作成にあたっての注意点を説明したものです。



国土交通省

1 脳外傷による高次脳機能障害とは

脳外傷による**高次脳機能障害**は、交通事故などで脳が損傷され、一定期間以上、意識が障害された場合に発生し、CT・MRIなどの画像診断で脳損傷が認められることが特徴です※。

その障害は、記憶・記銘力障害、判断力低下などの**認知障害**と、感情易変、被害妄想などの**人格変化**を典型的な症状とするものであり、仕事や日常生活に支障をきたします。また、半身の運動麻痺(起立・歩行の不安定)などの**神経症状**を伴うことがあります。

※ 意識障害が軽度の場合やCT・MRIなどで明らかな異常が認められない場合でも、高次脳機能障害が残存することもあります。

2 脳外傷による高次脳機能障害の後遺障害認定について

自賠責保険(共済)では、交通事故を原因とする高次脳機能障害が残った場合、後遺障害等級※1としての確に認定するため、損害保険料率算出機構(以下「損保料率機構」という。)※2において、審査の公平性・客観性を確保するため脳神経外科医、弁護士等で構成する「自賠責保険(共済)審査会高次脳機能障害専門部会」(以下「審査会」という。)を設置し、調査・認定しています。

※1 自賠責保険(共済)の後遺障害とは、交通事故によって身体面や精神面の回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいいます。

※2 損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて設立された団体(非営利の民間の法人)であり、損害保険会社を会員とする組織。損害保険会社からの依頼を受け、自賠責保険(共済)の損害調査を行っています。

3 高次脳機能障害の後遺障害認定までの流れと必要な資料について

後遺障害認定までの流れ

- 1 交通事故による損害の発生
- 2 被害者が治療を開始～終了(症状固定)
- 3 請求者(被害者または加害者等)から保険会社等へ自賠責保険(共済)の請求
- 4 保険会社等から損保料率機構へ損害調査の依頼
- 5 損保料率機構にて損害調査及び審査会での審査
- 6 損保料率機構からの調査報告を受け、保険会社等にて後遺障害の認定



必要な資料

1 画像検査資料

高次脳機能障害を認定するためには、**CT・MRIなどの画像検査資料(頭部)**が重要な判断要素となります。**経時的に撮影された画像資料の貸出**をお願いします。



2 診断書・後遺障害診断書

脳外傷による高次脳機能障害の等級認定にあたっては、**事故発生直後から症状が固定するまでの診療記録(カルテ)に基づく診断書及び後遺障害診断書の記載内容**が極めて重要となります。

4 診断書・後遺障害診断書の作成にあたって

診断書

! 以下の点にご留意ください。

① 症状の経過・治療の内容

- 初診時の状態
 - ・ バイタルサイン、意識レベル、瞳孔異常、各種反射所見
 - ・ 頭部軟部組織及び頭蓋骨骨折、頭蓋内病変に対する治療内容
- 症状の経過、治療内容
 - ・ 意識障害の時間的推移
 - ・ 頭部軟部組織及び頭蓋骨骨折、頭蓋内病変に対する治療内容
 - ・ 治療や時間的経過による具体的症状の変化

② 主たる検査所見

- 治療経過における画像所見、各種検査所見
- 検査所見に推移が認められる場合は、その医学的原因
- 神経心理学的検査所見に関する経時的な検査結果 (知能検査、記憶力検査、遂行機能検査等)

③ 初診時の意識障害

意識障害の程度、期間等

④ 既往症および既存障害

既存障害の有無及び程度

後遺障害診断書

! 以下の点にご留意ください。

① 傷病名

症状固定時に残存している高次脳機能障害の原因となった傷病名

② 既存障害

既存障害の有無及び程度

③ 自覚症状

症状固定時の自覚症状や日常生活への支障状況

④ 他覚症状及び検査結果

残存する高次脳機能障害の程度に関する他覚的検査結果 (具体的な症状と程度、画像所見、神経心理学的検査所見の時間的推移等)

自賠責保険(共済)とは

- 被害者1名ごとに支払限度額が定められています。
- 被害者は、加害者の加入している損害保険会社(組合)に直接、保険金(共済金)を請求することができます。

支払限度額 (被害者1名につき)

傷害による損害	120万円
後遺障害による損害	75～4,000万円
死亡による損害	3,000万円

5 その他の医療照会等

自賠責保険(共済)における高次脳機能障害については「見過ごされやすい障害」という特性があることから、意識障害が軽度である場合やCT・MRIなどで明らかな異常が認められない場合でも、高次脳機能障害が残存する可能性があるものとして、審査の対象として取扱うこととしています。

症状や障害の程度を的確に把握するために、後遺障害診断書や診断書の作成と併せて、損保料率機構や保険会社等から下記のような照会をさせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

意識障害に関する所見について

高次脳機能障害に関する等級認定にあたっては、所定の様式「**頭部外傷後の意識障害についての所見**」にしたがい、医療照会させていただくことがあります。併せて、カルテのコピー、退院時要約のコピー、救急搬送時の記録などのご提供をお願いします。

意識障害が軽度の場合やCT・MRIなどで明らかな異常が認められない場合でも高次脳機能障害が残存する可能性があります。

意識障害の程度・期間に関しては、十分な調査が必要になることから、診断書の「初診時の意識障害」欄以外にも、**時系列**にしたがい意識障害の推移などについて極力詳細にご記載ください。

来院前の意識障害についても、把握されている範囲で詳細にご記載ください。頭部外傷が軽度と評価された場合であっても、極力詳細かつ具体的にご記載ください。

「頭部外傷後の意識障害についての所見」

神経系統の障害に関する医学的意見について

神経心理学的検査等についても、所定の様式「**神経系統の障害に関する医学的意見**」により照会させていただくことがあります。具体的には、運動機能の状態や身の回りの動作能力、認知面や情緒面等の症状、社会生活・日常生活全般への影響や適応状況等についてご記載ください。

(例)

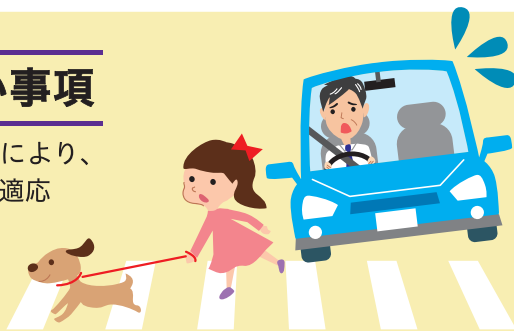
「神経系統の障害に関する医学的意見」

お願い

診療記録の開示に要する費用については、実際の費用を勘案して合理的であると認められる範囲内の金額としていただきますようお願いいたします(参考:厚労省通達「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号))。

被害者が小児の場合にご留意いただきたい事項

被害者が小児の場合は、成長・発達に伴う環境の変化(入園、就学など)により、社会的適応障害等が判明する場合があります。このため、社会的適応障害の判断が可能となった時期に自賠責保険(共済)への請求がされる場合もあります。その際には損保料率機構や保険会社等から再度の検査のお願いや、照会をさせていただくような場合もあります。



自賠責保険に関する情報は…
国土交通省 自賠責保険ポータルサイト
<http://www.jibai.jp>

自賠責ポータルサイト 検索

